

## 町民の皆様へ

# 新型コロナウイルス感染防止に関する 重要なお願い（第6報）

政府は5月4日、全国を対象とした緊急事態宣言の期間を5月31日まで延長するとともに、東京都を含む特定警戒都道府県はこれまでの取り組みを継続し、新潟県を含む34県については、感染拡大の防止と社会活動の維持の両立を図っていくこととされたところです。

湯沢町では、これまで町民の皆様や事業者の皆様が一丸となって新型コロナウイルス感染拡大防止に取り組んでいただいた結果、接触機会の低減が図られているほか、東京圏をはじめとする県外からの来訪者の流入を抑えることができました。改めて皆様には心より感謝申し上げます。

しかしながら、政府が引き続き、都道府県をまたぐ移動を抑制していること、また当町への来訪者が多い東京圏はこれまでの取り組みを継続することから、5月31日まで現在の取り組みを継続する必要があります。

このため、町民の皆様におかれましては、5月31日まで引き続き、3密を避け、自らが「感染しない」、「感染させない」という意識を強く持ち、生活の維持のために必要な場合を除く外出の自粛をお願いいたします。

宿泊施設、飲食店（テイクアウトのみの営業は除く）及び小売店（生活必需品等を取り扱う事業者は除く）に対しては、引き続き5月1日から5月31日までの間、重ねてのご負担をおかけすることになりますが、営業を自粛されるようお願いしてまいります。

なお、今回、事業者の皆様に対しては、町独自の施策を3つ実施します。

### ① 湯沢町新型コロナウイルス感染症感染拡大防止協力金の追加支給

5月11日から5月31日まで休業にご協力をいただいた事業者に対しては、追加の協力金の支給を行います。

### ② 湯沢町事業持続化給付金の支給

国の「持続化給付金」の給付対象の要件（売上の減少率以外）を満たす事業者において、ひと月の売上が前年同月比で20%以上50%未満減少した月がある事業者に支給を行います。

### ③ 雇用調整助成金の申請書類の作成にかかる費用の支援

国の「雇用調整助成金」の申請書類の作成を委託した場合、その費用の一部について支援を行います。

また、湯沢町への来訪を予定されている方に対しては、5月31日まで来町の目的を十分にご検討され、不要不急な来町をご遠慮くださるようお願いしてまいります。感染拡大の防止と社会活動の維持のため、ご理解・ご協力をお願い申し上げます。

令和2年5月7日

（湯沢町新型コロナウイルス感染症対策本部 本部長） 湯沢町長

田村正幸

## 令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取り組みの一つとして、児童手当を受給する世帯に対し、臨時特別の給付金を支給します。（報道では「児童手当上乘せ」等と表現されているものです。）

**対象となる方には、5月11日以降個別にご案内を郵送します。**

### 1 支給対象者

令和2年4月分の児童手当の受給者

※新高校1年生になった児童がいる場合は、令和2年3月分の児童手当の受給者

（注）いずれも、所得制限限度額以上のため特例給付（児童一人につき月額5,000円の支給）であった受給者は対象外です。

### 2 対象児童

令和2年4月分の児童手当の対象となる児童

※令和2年3月31日までに生まれた児童が対象

※新高校1年生になった児童がいる場合は、令和2年3月分の児童手当の対象となる児童

### 3 支給額

対象児童1人につき1万円（1回限り）

### 4 支給の方法

児童手当登録銀行口座へ振り込みます。（児童手当と合わせて6月12日を予定）

### 5 支給に係る申請

**申請は不要です。**（給付金の受け取りを希望しない方のみ届出してください。）

※ただし、公務員で湯沢町にお住まいの方は、所属庁を通じて配布される申請書を提出してください。

### 6 お問い合わせ先

税務町民部 町民課 ☎025-784-3453

## 湯沢町事業持続化給付金について（概要）

新型コロナウイルス感染症の影響により、大きな影響を受けている事業者で、国の持続化給付金の対象とならない町内事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、町独自の施策として、給付金を支給します。

### 1 支給対象者

- ・国の「持続化給付金」の給付対象者の要件（売上の減少率以外）を満たすこと。ただし、国の持続化給付金の対象となる50%以上減少した月のある事業者は受給できません。
- ・湯沢町内において原則6か月以上継続して事業を営み、新型コロナウイルス感染症拡大により、大きな影響を受けている事業者
- ・本店所在地が湯沢町内の法人又は湯沢町に住民登録がある個人事業主
- ・令和2年1月から5月の間に、売上が前年同月比で**20%以上50%未満減少**した月がある事業者

※創業後間もなく、前年の比較ができない場合は、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前などを基準として比較します。

### 2 給付金の計算方法等

- ・計算方法（原則）  
前年の総売上（事業収入）－（前年同月比20-50%未満の月の売上×12か月）
- ・給付金の上限は30万円です。  
ただし、計算した売上からの減少分を上限とします（1,000円未満切捨）。
- ・1事業者1回までの給付です。

### 3 申請方法等

申請書と添付書類を観光商工課へ郵送にて提出してください。申請締切は令和2年7月31日金です。詳しくは、後日湯沢町ホームページに掲載する内容をご確認ください。

### 4 お問い合わせ先

産業観光部 観光商工課 ☎025－784－4850

## 湯沢町新型コロナウイルス感染症 感染拡大防止協力金（第2次、第3次）について（概要）

湯沢町からの協力依頼（4月27日から5月31日）に応じて、休業にご協力いただける事業者に対し、第2次、第3次協力金の支給を行います。

### 1 支給対象

#### (1) 事業者

町内に事業所を有する企業及び個人事業主であって、町からの協力依頼に対し**令和2年5月11日㊤**から**5月20日㊤**、及び**5月21日㊤**から**5月31日㊤**の期間において休業にご協力いただける飲食業、宿泊業、小売業（生活必需品等を取り扱う事業者は除く）を営む事業者  
※休業を依頼する小売業の例は町ホームページをご覧ください。

#### (2) 休業期間及び支給額

- ・第2次分 令和2年5月11日㊤から5月20日㊤まで 10万円  
（5月13日㊤までの申請で5月22日㊤振込予定）
- ・第3次分 令和2年5月21日㊤から5月31日㊤まで 10万円  
（6月上旬振込予定。東京都への緊急事態宣言が5月20日㊤～24日㊤の間に解除された場合は支給されません。）

### 2 申請方法

申請書と添付書類を観光商工課へ直接持参又は郵送にて提出してください。申請は第2次分と第3次分が1回で済みます。申請締切は6月12日金です。

※5月7日㊤までに第1次分を申請された事業者には、湯沢町から申請様式をお送りします。ご記入後、返信用封筒にて返送してください。

### 3 新潟県と湯沢町の両方の支給要件を満たす場合

新潟県の協力金（5月7日～5月20日分）の支給を受ける場合は、湯沢町の協力金（5月11日～5月20日分）の支給を受けることはできません。

### 4 お問い合わせ先

産業観光部 観光商工課 ☎025－784－4850

## 経済産業省「持続化給付金」に関するお知らせ

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を支援するため、事業全般に広く使える給付金として、中小法人等は200万円、個人事業者等は100万円を上限に支給されます。ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者等が対象です。詳しくは、「持続化給付金」ホームページをご確認ください。

お問い合わせ先 持続化給付金事業コールセンター  
☎0120－115－570

[IP電話専用回線] ☎03－6831－0613

受付時間 8:30～19:00 5月・6月（毎日）

7月から12月（土曜日を除く日から金曜日）

